

【SAKAESTAご利用の手引き】

◆予約が必要な施設のご案内（地：地区センター専有 ケ：ケアプラザ専有、区：区民活動センター専有 2文字は共有）

専有 共有	部屋名	面積	定員	利用料金 (3時間)	備考
地	会議室1	39m ²	20人	540円	
地・区	会議室2	44m ²	25人	600円	区民活動センター登録団体が、会議・打ち合わせに利用する場合は無料
地	中会議室	67m ²	50人	930円	
地	大会議室	150m ²	80人	2070円	ピアノ、卓球台があります
地・ケ	料理室	43m ²	24人	690円	地域ケアプラザの団体区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅳが利用する場合は無料
地	工芸室	34m ²	18人	450円	机、椅子あり
地	陶芸室	20m ²	5人	300円	
地	和室	32m ²	16人	450円	
ケ	多目的 ホール	111m ²	54人	1380円	地域ケアプラザの団体区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅳが利用する場合は無料
ケ	地域ケア ルーム	30m ²	12人	420円	同上（机・椅子あり、会議室として利用できます）
地・ケ	グループ室	39m ²	20人	540円	同上（机・椅子あり、会議室として利用できます）
区	ミーティング スペース	125m ²	テーブル 10・8×3 6人	無料	オープンスペースです（区民活動センターの登録団体は、10人以下の会議、打ち合わせの予約利用が可能です）

◆予約なしでご利用いただける施設

○娯楽コーナー、図書コーナー、プレイルーム、ミーティングスペース

◆施設利用までの流れ：お部屋を利用するには団体登録などが必要です！

- ①団体登録申込書・申請団体表・登録団体メンバー表・確認表の提出
- ②SAKAESTAで団体区分の判定（地域ケアプラザの団体区分Ⅰ～Ⅴ、地区センターの団体、個人、法人、区民活動センターの団体登録審査、SAKAESTA人財バンクの登録）
- ③登録カードの発行（大切に保管してください。）
- ④SAKAESTA仮利用申込書の提出
- ⑤抽選
- ⑥施設利用許可申請書（利用申込書）の提出
- ⑦利用料金の支払い（ケアプラザ、区民活動センターを除く）
- ⑧施設の利用

◆団体登録について

- ①地区センター：団体、個人、法人の登録区分のみで、活動の内容は問いません。
- ②地域ケアプラザ：福祉保健活動などを行っているか否かで、団体登録区分が分けられます。
地域ケアプラザのお部屋を利用する際に使われる団体の区分です（地域ケアプラザのお部屋は個人では利用できません）

【多目的ホール、地域ケアルーム、料理室、グループ室】

団体区分	団体の特徴
団体Ⅰ	自治会町内会・配食サービスなどを実施するボランティア団体、障害者の余暇活動、育児サークル等福祉保健活動を目的とする団体。
団体Ⅱ	活動等で培ったつながりを活かし、福祉保健活動に協力する団体。ボランティア活動を年2回以上行う、地域住民による団体。
団体Ⅲ	スポーツや趣味活動等を行う団体で、ボランティア活動を行わない団体
団体Ⅳ	団体Ⅰと同じ活動を行う法人
団体Ⅴ	団体Ⅱや団体Ⅲと同じ活動を行う法人

③区民活動センター

区民活動センターに団体登録するためには、次の条件を満たすことが必要です。

ア 非営利性	営利を目的としない活動
イ 自主性	自らの意思で主体的に行う活動
ウ 公益性	不特定多数の利益の増進に寄与する活動
エ 属市域性	主に栄区、横浜市内の活動

※特に、団体の活動が公益性があるかどうか、登録の際の審査基準の大きなポイントで、規約や活動内容わかる資料が必要です。

<区民活動センターに登録することのメリット>

- ア 団体の活動場所や人材、運営ノウハウ、地域資源などの相談ができます。
- イ 会議室2を優先的に予約することができます。
- ウ 団体間の情報交換のツールとして、グループボックスを利用することができます。

④SAKAESTA人財バンク

講師や出演者、様々な特技や知識経験を地域で提供して下さる方々を人財バンクに登録し、地域の人材と地域の施設や団体をつなぎます。総合窓口で団体申請書等にご記入いただき、登録カードを受け取ってください。

◆地区センターのお部屋の予約方法

【会議室1、会議室2、中会議室、大会議室、料理室、工芸室、陶芸室、和室、グループ室：原則としてすべて有料】

○予約申込み期間等

- ①ご利用の3か月前の10日から21日まで：仮申込み（1団体4コマまで ただし大会議室は2コマまで）
- ②25日：抽選
- ③26日：抽選結果発表
- ④26日～翌月7日：料金支払期間・本予約（利用許可申請書）
- ⑤2か月前の1日10時：前月25日の抽選ではずれの方と追加予約をする方の抽選会
- ⑥1日午後2時から：電話予約受付開始

※地区センターの枠・コマの考え方：利用時間帯ごと、お部屋一つに対して一つの枠と考えます。

◆地域ケアプラザのお部屋の予約方法（多目的ホール、地域ケアルーム、料理室、グループ室）

団体区分	予約申込み期間等	利用料等
団体Ⅰ	利用日の4か月前の10～21日：仮申込み 25日：抽選 3か月前の1日：25日の抽選ではずれの方、追加申込みの抽選 26日～7日：本予約申込書・提出締切（地区センターと同じ）	無料 予約上限 3枠/月
団体Ⅱ	利用日の3か月前の10～21日：仮申込み 25日：抽選 2か月前の1日：25日の抽選ではずれの方、追加申込みの抽選 26日～7日：本予約申込書・提出締切（地区センターと同じ）	無料 予約上限 2枠/月 年1回、団体のボランティア活動の報告書の提出が必要です
団体Ⅲ	利用日の2か月前の10～21日：仮申込み 25日：抽選 1か月前の1日：25日の抽選ではずれの方、追加申込みの抽選 26日～7日：本予約申込書・提出締切（地区センターと同じ）	有料（事前に横浜市の使用許可が必要なため、申込書類が異なります） 予約上限 2枠/月
団体Ⅳ	利用日の21日前から1週間前まで	無料 予約上限 制限なし
団体Ⅴ	利用日の14日前から1週間前まで	有料（事前に横浜市の使用許可が必要なため、申込書類が異なります） 予約上限 なし

※予約の枠の考え方（団体区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅳのみ）

一連の活動で1枠とし、同時に2つまで部屋又は時間帯を利用できます。

※スポーツ、趣味活動の団体でも、年2回以上ボランティア活動をすると、団体区分Ⅱとなり、無料で地域ケアプラザのお部屋が利用できるのです、おすすめです。

◆区民活動センターのお部屋の利用条件【会議室2、ミーティングスペース】

【会議室2の利用条件】

区民活動センターに登録している団体で、団体の活動ではなく、会議、打ち合わせで11人以上でご利用いただく場合には、無料でお使いいただけます。

その他、団体の活動そのものでご利用の場合は、地区センターの会議室として有料で、人数の条件なくご利用いただけます。

【ミーティングスペースの利用条件】

区民活動センターに登録している団体で、10人以下の会議、打ち合わせでご利用いただく場合は予約利用できます。

利用時間は、ご希望の時間から2時間までとします。

(1) 会議室2の予約方法

【優先予約】

前年度に翌年度1年間の予約をすることができます。1か月上限4回までとし、年間で合計12回までとします。
一般予約も合わせて利用することが可能です。

【一般予約】

- ①利用希望月の3か月前の1日13時以降に、来館先着順で予約できます。
- ②2日以降8日まで電話でも予約できます。
- ③電話予約後、8日以内に来館のうえ利用申込書を提出。
- ④9日から月末までは、地区センターの抽選終了まで予約は取れません。2か月前の1日から予約を再開します。
- ⑤会議室2の予約上限は、1か月4回までとします。

(2) ミーティングスペースの予約方法

10人以下の会議、打ち合わせで、1回2時間を目安としてご利用いただくことができ、利用料は無料です。

【予約方法】

- ①利用希望月の3か月前の1日13時以降に、来館先着順で予約できます。
- ②2日以降電話でも予約できます。
- ③電話予約後、8日以内に来館のうえ利用申込書を提出。
- ④予約期間の制限や、1か月の予約の上限はありません。